

参加者の有無を確認する公募手続に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年8月10日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 今井 誠

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

現在行われている、河川での水文観測は、水位については水位計が用いられ、また、流量について流速計及び浮子を用いた算定が行われている。近年の豪雨災害等への対応として、越流地点、堤防や橋梁などの土木構造物の損傷など、きめ細やかな危機管理情報の発信が社会的に求められるようになり、洪水時の河川監視の高度化が課題になっている。この課題に対応する取り組みとして、革新的水位計が開発され、その設置が開始されているが、設置箇所等の制約により十分な計測密度の確保が難しいことが予想されるほか、堤防や橋梁などの土木構造物の損傷などの把握には対応できない。また、適正な河川管理にあたっては洪水時の流量の正確な把握が必要となる。ADCPを用いた洪水時の流量計測の高度化が実施され、一定の成果を挙げているものの、洪水時における活発な河床変動の把握、洪水時の危険な状況の中での有人作業による安全性等の問題が残されている。

本業務は、高い分解能での河川水位と堤防や橋梁などの土木構造物の損傷の把握、高精度の流量測定、流路変動の予兆検出、これらを悪天候及び夜間においても確実かつ無人でできる観測手法の確立を目指し、令和元年度から令和3年度にこれらの概念実証が行われたX b a n dレーダを用い、湯殿川排水樋門、茶郷川排水樋門、長岡市上水道妙見取水設備を実験フィールドとして、新たな時空間に連続した水文観測及び洪水時の河川監視の実用化を目指すものである。

本業務の実施にあたっては、X b a n dレーダを用いて空間的に高分解可能かつ広範囲の水面と堤防などの固体物の形状の測定を行うことから、X b a n dレーダを用いた水面と堤防などの固体物の測定の実績を有し、X b a n dレーダデータから水面と堤防などの固体物の三次元座標の復元手法を有していることが必要不可欠である。このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合若しくは4. 応募要件を満たすと認められる者がいない

場合によっては、特定の法人との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合によっては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和4年度X b a n dレーダによる水文観測の高度化に関する業務

(2) 業務内容

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ・ X b a n dレーダによる水位・流速測定及びレーダデータの回収 | 1 式 |
| ・ 複数台のマイクロ波レーダで取得したエコーデータの接手法の検討 | 1 式 |
| ・ 複数台のマイクロ波レーダのオンライン操作の実証等の検討 | 1 式 |
| ・ エコーデータに基づく表面流速の精度検証 | 1 式 |
| ・ 報告書作成 | 1 式 |

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年3月17日まで

3. 業務目的

本業務は、X b a n dレーダデータによる水文観測及び洪水監視の高度化の検討のため、平常時及び洪水時の水面をX b a n dレーダにより観測し、水位と表面流速を計測する。さらに、X b a n dレーダデータより測定された水位データから得られる時空間解析での流速推定及びレーダの遠隔操作の実証、観測網構築の検討について実施する。

4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出してい

る者を除く。)

- ⑤参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと
(説明書参照)
- ⑦警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 技術力に関する要件

- ①河道計画に関する高度な専門知識を有していること。
- ②業務の実施に関して、適切に行うために必要な河川工学等の幅広い知見を有していること。
- ③X b a n d レーダによる測定水面形状の精度検証を行う為の水面の三次元形状を取得する測定手法を有していること。
- ④水面形状から底面形状を推定する数理的手法を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ①河川に関する高度な専門知識を有するとともに、業務実施に際して幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- ②適切な技術判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。
- ③底面形状の水面への表出条件について把握しており、水面形状から底面形状を推定する数理的手法について高度な専門的知識や確実なモデル構築技術を有する技術者を配置できること。

(4) 業務実績に関する要件

洪水時における水面の三次元形状を取得する測定手法に関する業務の実績を有していること。(自主研究含む)

5. 手続等

(1) 担当課

〒940-0098 新潟県長岡市信濃1丁目5番30号

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所

経理課 契約係

電話 0258-32-3021 (内線 224) 電子メール shinano-keiri@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：令和4年8月10日から令和4年8月31日までの土曜日、日曜

日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までに、電話により

申し込むこと。

交付場所：上記 5. (1) に同じ

交付方法：交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は窓口で書面での交付を行う。ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、あらかじめ5. (1) へ事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者は、記録媒体（CD-R等）を5. (1) へ郵送（着払い・交付希望者の負担）又は持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和4年8月31日（水）17時00分

提出場所：5. (1) の交付場所に同じ。

提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参、若しくは電子メールによること。ただし、電子メールの場合は必ず着信を確認すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1) の交付場所に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出要請する際の提出予定期限

令和4年9月28日（水）17時00分

(4) 資格未認定の者の入札参加

上記4 (1) ②に定める令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定を受けていない者も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

国土交通省競争参加資格の認定がなされた場合は、企画提案書提出の前までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出すること。

(5) 詳細は説明書による。